

平成30年 教育委員会第8回定例会 会議録

日 時 平成30年5月8日（火）

午後3時00分～午後4時30分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【生涯学習・スポーツ課】

(1) 議案第17号「千代田区社会教育委員の委嘱」

第 2 報告

【子ども支援課】

(1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（平成30年5月1日現在）

【子育て推進課】

(1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

【児童・家庭支援センター】

(1) 学童クラブ在籍状況（平成30年5月1日現在）

【指導課】

(1) 教科書採択について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月20日号）掲載事項

【学務課】

(1) 学校保健会総会の開催

(2) 千代田区の特別支援教育

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博

子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉
生涯学習・スポーツ課長	緒方 直美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	<p>開会に先立ちまして、本日、傍聴者からの申請がありましたら、傍聴を許可させていただくことにいたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成30年教育委員会第8回の定例会を開会いたします。</p> <p>本日、欠席はおりません。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p>
中川委員	<p>はい。承知しました。</p>

## ◎日程第1 議案

### 生涯学習・スポーツ課

#### (1) 議案第17号「千代田区社会教育委員の委嘱」

坂田教育長	<p>それでは、早速、日程に入ります。</p> <p>議案でございます。議案第17号、千代田区社会教育委員の委嘱についてです。本日、生涯学習・スポーツ課長が出席しております。ご説明をお願いいたします。</p>
生涯学習・スポーツ課長	<p>皆様、初めまして。4月1日付で生涯学習・スポーツ課長を拝命しました緒方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、座って説明させていただきます。</p> <p>議案第17号ということで、本日は千代田区社会教育委員の委嘱についての議案を提出いたします。千代田区社会教育委員は、社会教育法第15条及び第18条、千代田区生涯学習推進委員等設置条例第1条及び第5条に基づき、6</p>

名以内で委嘱をしております。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者で、任期は2年でございます。今般千代田区社会教育委員について、下記6名の方の委員を委嘱するために、本日議案を提出いたします。

なお、委嘱の期間は、千代田区生涯学習推進委員等設置条例第4条第2項に基づき、平成30年5月29日から平成32年3月31日までとなります。

以上でございます。

坂田教育長

はい。ご説明いただきました。

生涯学習推進委員等設置条例ということで、生涯学習という広範囲な活動で、学校教育以外の活動をしている委員です。その中の一部の方は、社会教育法における社会教育委員も兼ねているという位置づけをもっているものがございます。今般、その社会教育委員を兼ねている方々がこのようになりましたということがございます。これは区長部局のほうで事務を執行していますが、決定は教育委員会ということになっておりますので、本日お諮りをするという趣旨でございます。

何かご質問等がございましたら。

中川委員。

中川委員

この中で、新しくなられた方と継続していらっしゃる方、それを教えていただけますか。

坂田教育長

お願いいたします。

生涯学習・スポーツ課長

はい。まず、上から、佐藤教授、前田教授は、引き続きお願いしている方でございます。

尾上様は、このたびスポーツ推進委員協議会から新しく推薦された方でございます。

続きまして、木村様は引き続きお願いしています。

市川様は、教頭先生が代わられたということで、新しい方でございます。

額賀校長先生は、引き続きお願いしているということでございます。

坂田教育長

そうしますと、尾上さんと市川さんですね。

よろしいですか。

中川委員

はい。

坂田教育長

はい。ほかにご質問はございますか。いいですか。

金丸委員。

金丸委員

審議には直接関係ないんですけども、任期が2年となっているのに対して、今回選ばれる6人は、30年5月29日から32年3月31日までですから、2年ではないですね。多分この次に選ばれるときも、この前には多分審議にかからないで、5月ごろにかかるとなると、4月1日から次に選任されるまでの間というものは、残任期間として前の委員が職をやっているんでしょうか。それとも、その間は委員がいないという形で処理されているんですか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

生涯学習・スポーツ課長

実際的に、5月ぐらいまでは社会教育委員の方に何か活動していただく機

坂田教育長 会がそもそもございませんので、不在のままということでございます。  
不在でいいのかという疑問が残りますね。  
では、ほかにご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。  
(なし)

坂田教育長 はい。それでは、本件は議案でございますので、採決をさせていただきます。  
本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員ですので、本案は議決されました。  
どうもありがとうございました。

生涯学習・スポーツ課長 ありがとうございました。

坂田教育長 それでは、緒方課長はここで退席をいたします。どうもありがとうございました。  
(生涯学習・スポーツ課長、退席)

## ◎日程第2 報告

### 子ども支援課

(1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況(平成30年5月1日現在)

### 子育て推進課

(1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

### 児童・家庭支援センター

(1) 学童クラブ在籍状況(平成30年5月1日現在)

### 指導課

(1) 教科書採択について

坂田教育長 それでは、引き続き、日程第2、報告事項に入ります。  
最初に、5月1日現在の幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況につきまして、子ども支援課長より説明をお願いいたします。

子ども支援課長 それでは、資料に基づきご説明させていただきます。  
前々回の教育委員会では、4月1日付のものをご報告させていただきました。今回は5月1日現在ということで、幼稚園のほうは、学校基本調査が対象となりますので、これが正式な在籍児童数という形となります。  
それでは、表の上のほう、幼稚園・こども園の在籍状況をごらんください。学級数につきましては、4月1日と変化はございません。園児数でございますが、園児数のところ、合計欄のところ、その一番右の728人ということで、4月1日から、短時間のお子さんは528ということで、こちらは5名の増というふうになってございます。長時間につきましては200名で変わりがございませんので、728人、合計となってございます。こちらは5名の増ということでございます。  
続きまして、下の表でございます。保育園・こども園・認定こども園の乳

児相当年齢部分の表でございますが、こちらも定員につきましては変わりなく、園児数のところで、一番下の合計欄の右側、計1,249でございますが、これは4月1日から比べまして8名の増というふうになってございます。

続きましての表でございますが、地域型保育事業と認可外保育所の、大きく分けまして2つの表となっております。それぞれ内訳は記載のとおりでございますが、すみません、一番下の計の欄でございます。こちらのほうが517名で、そのうち区民の方の数が396名になってございますが、こちらのほうが、4月1日と比べますと、13名の増というふうになってございます。こちらは、認証保育所さんにつきましては、5月1日からは定員を弾力化できるということで、要は保育士さんであったり、お子さん1人当たりの面積の要件を満たしてる園につきましては、5月1日から弾力化で、受け入れ枠を拡大していただいているという関係で、13名の増というところになってございます。

最後でございます。待機児童数、またそれ以降の留保の数ということの記載でございます。

待機児童数につきましては、厚生労働省基準はゼロではございます。その下の特定園留保、ご希望されている保育園に入れていない方ということで、希望自体は、申込書に第6希望まで書いていただいておりますが、その希望する園に入れていないと、区内のどこの保育園というご希望をされていない場合には、この特定園留保に入りますが、この特定園留保の数が133ということで、4月と比べて3名の増というところになってございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ただいまご説明いただきました。何かお気づきの点。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

今のご説明の中で、特定園留保が3名増とおっしゃっていましたが、それまで、幼稚園にしても保育園にしても、弾力化も含めて、受け入れ数がふえてきているなど、普通だとこれが減ったほうが何か合理的なように思うんですけども、それがふえたのはどういう理由なんでしょうか。

坂田教育長

はい。子ども支援課長。

子ども支援課長

4月と5月、どこの部分でのずれかというところでございますが、まず、特定園留保の5月分のところで、特定園留保の0歳児と1歳児、そちらについて、「うち麴町」と「うち神田」という形で内訳を書かせていただいておりますが、そちらのほうで入り繰りがございます。

まず0歳児のほうですが、こちら、4月が30名で5月が33名でございますので、0歳児につきましては神田地域でふえており、3名の増というところでございます。1歳児につきましては、麴町では1名の増ですが、神田のほうではマイナス3名と、こういう形でちょっと入り繰りをしております、2歳児以降も少し入り繰りがございますが、こういうところ出っ張り、引っ込みしているところがございます。

特徴的なのは、この特定園留保につきましては、0歳児につきましては、

これから生まれてきて、保育園を申し込む方々がやはり出てきますので、そうすると0歳児につきましては、これからどんどん増えていくというところでございます。

0歳児につきましてはもう、その前の在籍園児数以上、申しわけございません、これは受け入れがやっぱり難しいといったところで、選択肢となりますと、居宅訪問というベビーシッターの事業以外はちょっとない、と。なので、ここがどんどんふえてくるといった状況でございます。

以上でございます。

坂田教育長  
俣野委員

はい。俣野委員。

先日、日経か何かに千代田区は待機児童ゼロということで出ていましたけれども、要は場所さえ希望しなければゼロという、そういう考え方ですか。

坂田教育長  
子ども支援課長

はい。どうぞ。

はい。おっしゃるとおりでございます。基本的には、区内どこでも構わないという方につきましては、ベビーシッターの事業をアテンドさせていただきまして、使う、使わないは、それぞれのお考えではございます。どうしても保育サービスを使いたいという方はお使いになりますし、そうではない方もいらっしゃる。そのため、厚生労働省基準では、居宅訪問をお断りになる方については、待機児童という形にならないという状況でございます。

俣野委員  
坂田教育長

ありがとうございました。

はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

これはどこももう、いっぱいなんですね。

子ども支援課長  
坂田教育長

もう、そのとおりでございます。

確かに厚生労働省基準では、紹介してみても、それを使わないということも、待機とはカウントしないということになっておりますが、実情に合っていないということももちろんあるわけでございます。まだまだ必要な施設数には至っていないという現状は間違いないところですね。

はい。金丸委員。

金丸委員

この後にご報告があると思えますけれども、認可保育所が新しくできるような段取りができていますよね。でも、この数を見ても、当然130には満たないと考えると、あとどのくらいあったらいいのでしょうか。

坂田教育長  
子ども支援課長

はい。

人口の伸び具合を含めてでございます。それと照らし合わせながら、これから計画をつくっていくわけなので、その中でいろいろ検討させていただくことになろうかとは思いますが、今すぐの回答は難しいなと正直思います。すみません。

坂田教育長

はい。そういうことでございます。申しわけございません。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、この報告は終了とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項でございますけれども、認可保育所設置運営事業者の選定結果について、報告をお願いします。

中根課長。

子育て推進課長

それでは、認可保育所設置運営事業者の選定結果について説明いたします。

賃貸物件を活用して、認可保育所として運営する保育事業者を1月から3月の期間で募集しましたところ、2者から麴町地域で提案を受けました。その提案につきまして、3番のところでございます学識経験者や子ども部長等を含めた選定委員会で4月19日に選定を行いました。その結果、5番でございます事業者を内定し、その後、区として決定いたしましたところです。

選定された事業者は、社会福祉法人ちとせ交友会、港区にある社会福祉法人になります。

提案の内容につきましては、住所で申し上げますと、平河町の二丁目10番2号になります。

所在地につきましては、2ページ目で、今めぐりました国立劇場の少し西側のところになります。

定員の予定数は75名で、開設の予定時期は平成31年4月1日を予定しております。

選定結果の詳細につきましては、6番でございますとおり、それぞれの評価項目で、各委員200点満点で採点いたしまして、6割の得点を得ませんと、まず、その段階で事業者として選ぶことはできません。今回につきましては、提案いただきましたどちらとも6割を超えましたので、点数がよかったほうを事業者として選定したところでございます。

なお、一番下のところに、「重点地域による1.2倍後の点数」とございますが、今回の公募は、麴町地域では平河町一丁目・二丁目や麴町の一丁目から六丁目など、特に今後保育の需要が、集合住宅等が建つことが見込まれて、保育の需要がふえそうなところについては1.2倍ということで、よりそちらにご提案いただきたいという趣旨でこのような制度を設けましたが、今回は提案いただいた2者ともその重点地域でご提案がございましたので、選定結果には影響はございませんでした。

なお、今回の1月から3月の募集に当たっては、神田地域でも募集をしていたところですが、こちらにつきましては、残念ながら期間内でのご提案がいただけませんでした。そのため、今週の5月10日までの期間で再度募集をしている状況になっております。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということでございますが、何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

これを見せていただいて、どういうふうな基準で選んでいるかがわからな

いからこういう質問になるのかもしれませんが、③の財務状況分析表で、B社の場合には、5割しか点数が入っていないですよ。何となくイメージとしては、5割というものはすごく低いなというふうに思うのですが、これについては特に問題がないと理解してよろしいのでしょうか。

子育て推進課長 財務の分析のところにつきましては、次回以降の課題かなと考えておるところなんです、優良の評価が5点満点で、良だと3点で、普通、標準的だと1で、ちょっと芳しくないなというのがゼロという点数になっております。普通でも1点というところですが、普通で1点というのはいかなものかと選定委員会の中でもそのような意見をいただきました。今回はこれで行いましたが、次回以降、評価の点数の配分については改めて検討したいと考えております。

坂田教育長 決して財務状況が悪いということではないのですね。

子育て推進課長 はい、悪いということはございません。

坂田教育長 ほかにございますでしょうか。

中川委員。

中川委員 この資料ではわからないのですが、各項目で、B社は具体的に何が良かったのか、教えていただけますか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子育て推進課長 建物につきましては、今回ご提案いただきました2件とも、現在更地のところに建てる予定で、新築の物件になりますので、その点では特段、差というものはございませんでした。

今回の提案の中で点数が大きく分かれたところは、④の提案書の中身で、職員の配置の状況が、A社に比べてB社のほうが余裕のある職員の配置状況を計画しているというところで、その点で審査員の皆さんの高評価につながったというところではあります。

もう一つの⑦番のところのプレゼンテーションでは、施設長の予定者にプレゼンテーションに参加していただいております、施設長予定者の方の人柄ですとか、保育士、多数の職員の方がお勤めになって、1つの子どもの良質な保育環境というところに向かっていきますので、指導力が期待できそうな人物かという観点で審査しています。この点についてもB社のほうが選定委員の皆さんの評価が高かったということが、評価が分かれたところでございます。

坂田教育長 はい。よろしいでしょうか。

どうぞ、俣野委員。

俣野委員 開設は平成31年4月1日ですよ。まだ約10カ月ぐらい先の話ですけど、そういう園長先生とか、そういう保育士の方はもう雇っておられるわけなんですか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子育て推進課長 まだ雇ってはいないんですけども、基本的にはこれから新たに雇う方と、今既にこのちとせ交友会が運営している園がございまして、そこから

異動してきていただく方と、おおむね半々からです。新たに雇う方のほうが若干少ないぐらいになるのかなということは伺っております。

俣野委員 ほかは何カ所かやっつけちゃるんですか、ちとせ交友会さんというのは。

子育て推進課長 全国では26園と聞いており、都内では13園です。世田谷区ですとか渋谷区、調布市などで運営の実績がございます。

俣野委員 人材は多くいらっしゃるんですね。ありがとうございました。

坂田教育長 はい。どうぞ。

中川委員 開設時期が31年4月で、今、更地というお話を伺ったんですけど、建物を建てるのにそんなに早く建てられるのかなということが、ちょっと、気になりました。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子育て推進課長 建物自体の建設期間は、おおむね8か月程度を予定しておりますので、比較的スケジュールはタイトではあろうかと思えます。

坂田教育長 これは何階建てだっけ。

子育て推進課長 3階建てになります。また、屋上を園庭として活用する予定になっております。

坂田教育長 はい。どうぞ。

中川委員 もちろん建築基準とか、保育園の設置基準などは満たしているのでしょうか、どんな建物になるのでしょうか。鉄筋だったら、絶対できないですよ。どういう形になるのか、ちょっと伺っておきたいので。

子育て推進課長 延べ床面積は475平方メートルを予定しております、つくりとしましては、S造構造、鉄骨造でしょうか、の建物の予定です。

俣野委員 今、実際、建築はすごいですからね、人手不足というかね。そういう中で、タイトな形でね。

坂田教育長 はい。どうぞ。

金丸委員 あと1点。これは8か月でできるということから考えると、もう、保育園専用の建物で、ほかのものは一緒になっているという共同型ではないんですね。

子育て推進課長 はい。おっしゃるとおりで、もう、3階全部を、ちとせ交友会が開園予定している保育園だけの建物になります。

坂田教育長 はい。上にオフィスが載っているとか、住宅が載っているとかということではない。

ほかにごございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、この報告事項は終了とさせていただきます。

続きまして、学童クラブ（5月1日現在）の在籍状況について、児童家庭支援センター所長、よろしく申し上げます。

児童・家庭支援センター所長 平成30年5月1日現在の学童クラブ学年別在籍状況でございます。

4月1日現在につきましても、前回ご報告させていただきました。若干入

れかわりがございましたが、全体でプラス4人となっております。具体的には、西神田児童センターです。定員より若干2割以上在籍数が出てしまったりはしているんですけども、とても大きな体育室があり、ロビー、図工室、それと図書コーナー等、さまざまございますので、ご要望をお聞きいたしまして、入会していただいたというような状況です。

また、一番右の麴町子どもクラブなんですけれども、こちらのほうはまだ定員が空いております。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。学童クラブの在籍状況でございます。

どうぞ、金丸委員。

金丸委員

この表の読み方をもう一度教えていただきたいのですが、一番下の色がついているところの3つの読み方がわからないんですけど。例えば西神田で言うと、在籍人数の合計が62になっていますよね。その下を見ると、4月1日時点で50になっていて、5月1日時点で55になっているじゃないですか。そうすると、5月1日からきょうまでの間にさらにふえて62というふうになったというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

いえ、すみません。この定員というのは、4月1日も5月1日も変わらない人数でございます。この4月1日現在の在籍状況が、ここに今、皆様のお手元にはなくて申し訳ないんですけども、在籍人数に関しまして、4月1日現在は59だったんです。それが5月1日の時点で、在籍人数合計が62になりましたということでございます。

子育て推進課長

3段目は29年ということですか。

児童・家庭支援センター所長

そうです。3段目の平成29年5月1日で。前年度はどうだったかという  
と、55人でしたという数字です。

坂田教育長

ああ、なるほど。同時期で7人増えていると。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい。そういうことでございます。

ほかにご質問はございますか。

(なし)

坂田教育長

それでは、現状そういう状況でございます。よろしく願いいたします。

じゃあ、この報告は終了いたします。

引き続き、次に、教科書採択について、指導課長より報告願います。お願いいたします。

どうぞ。

指導課長

それでは、教科用図書の採択について説明をさせていただきます。

小学校、中学校、中等教育学校で使用する教科書を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、千代田区のほうでも千代田区立小学校教科用図書採択事務取扱要綱等に基づきまして、採択を行います。

本年度は、31年度、いわゆる来年度に使用する千代田区立九段中等教育学校の後期課程、そして特別支援学級、並びに小・中・中等教育学校前期課程

の教科用図書の採択事務日程、採択を行うということになっております。

資料1の前に、採択事務日程のほうをまずご覧いただきます。

今年度は、平成31年度より使用する教科用図書のうち、主に中等と特別支援学級については毎年採択の事務を行っているのですが、特別に加わってくるのは、中学校の特別の教科、道徳ということになります。学習指導要領が新しくなり、道徳が教科化されました。昨年、小学校のほうの特別の教科道徳のほうの教科書採択を行ったところですが、今年度は中学校の特別の教科道徳についての採択が全く新しい採択という形になってまいります。中等教育学校、特別支援学級につきましては、例年、毎年行い、確認、議決をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料1は、千代田区の教科用図書の中学校前期課程、いわゆる小中学校の部分に値する採択の事務の取り扱い要綱でございまして、こちらにつきましては、主に基本となる方針のことを定め、委員等の人数、選定委員等の設置等について記載がされているところでございます。2枚目も同様になっております。

続きまして、資料2は、取り扱いに関して細かい細目が立てられているところです。こちらに関しては、小中学校のほうでどの教科を採択するのかということが書かれている具体的なものとなっております。また、委員の資格要件等についても明記をしてあるところでございます。

2枚目のほうも同様で、主に細かい取り扱い手続等について、保護者の意見を取り入れる、アンケートを改善する等の項目も記載をしているところです。

続きまして、特別支援学級のほうの採択でございまして、こちらのほうも毎年度行っているところで、特別支援学級設置校のほうで検討していただいたものを採択していくという形の基本方針を示してあるところでございます。基本的には、国の方針に基づいた上で千代田区の方針を定めているという形になっております。2枚目も同様でございまして。

資料が多くて申しわけないんですが、資料4に参ります。こちらは、採択事務処理について公正確保をするようにとの文科省の通知文を資料として添付いたしました。

その1番のところなんですが、1番の(1)小学校用教科書採択についてということなんですが、こちらについては、昨年度特別の教科道徳を、本年度からの使用分を採択しております。基本的にはそれ以外の教科については、今年、小学校についての教科書検定を行う年です。前回は30年度までのものなんですが、各教科書会社が31年度用の教科書をつくっていないんですね。なぜかという、32年度から新しい学習指導要領に変わるので、31年度用の教科書検定の教科書は出ていません。ですので、区市教育委員会等の採択においては、今使っているものを継続して使うということでの採択、簡易採択というものを行うという形の流れになります。特異な例になります。通常であれば、4年に一度、教科書採択を行うんですが、学習指

導要領の動きがあるために、採択すべき、検討になる教科書が出てこないということが現状ですので、各教科書会社は、全て来年度の、それこそ本格的な新しい学習指導要領における教科書をつくっているという状態でございますので、1番のところについてはそのような読み取りをしていただければなというふうに思っております。

あとは、細かいところの説明は省かせていただきます。

あと、4ページの3番、教科書展示会については、また後ほど説明をさせていただきます。

こちらのほうは、ちょっとまた、後ほどご覧いただくということで。

それでは、必要な部分だけご説明します。

資料7、今度の特別の教科道德の教科用図書の発行者としましては、そこに出ている8つの教科書会社が一応出版の名乗りを上げているということになっています。ただ、見本の本はまだこちらに届いていませんが、間もなく今月中には届く予定だというふうに想定しているところです。

続きまして、先ほどお話しさせていただいた教科書展示会の実施についてです。こちらのほうは、法令に基づきまして、法定展示会というものを行うことになっています。また、今回新しく中学校の特別の教科道德を採択することということで、法定展示会に加えて、特別に道德の部分の特別展示会も開催します。10日間ということで実施を予定しております。

3番の展示期間ですが、平成30年6月5日から6月29日までの24日間、会場は千代田図書館。休館日である6月24日を除くという形になっております。

特別展示、法定展示があるのですが、法定展示のほうは6月15日から29日、そして中学校の特別の教科道德にかかわる特別展示会については、その前の段階の6月5日から6月14日という形です。

展示時間につきましては、4番のとおりです。

また、展示する教科書ですが、各教科の教科書を展示いたしますが、中学校については、採択されていない、いわゆる先ほど出てきた8社についての全ての教科書を展示するという形になっております。

会場は図書館の3階の研修室ということになっております。

また、今までの採択されている教科書につきましては、教育研究所のほうでも常時見られる状態になっているということになっております。

長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。という説明でございました。何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

今回採択するのは、中学校の道德の教科書。

指導課長

はい。

坂田教育長

それと、先ほど小・中・中等の前期課程については、31年の指導要領に合わせて、今、作業しているということですか。

指導課長

はい。

坂田教育長 九段中等の後期課程、これはあると。

指導課長 はい。実施いたします。

坂田教育長 あと、特別支援学級の教科書。

指導課長 そうなっております。中学校の特別の教科道徳、中等教育学校の後期課程、あと、特別支援学級。以上でございます。

坂田教育長 はい、どうぞ、中川委員。

中川委員 確認させていただくと、教科書採択についてのほうの7ページですけれども、7と番号が振ってあるところですけど、「検定・採択の周期」という表にさせていただいたものがありますよね。

指導課長 はい。それです。

中川委員 本当だったら、今年採択しなきゃいけなかったんですね、小学校の教科書をね。4年に一度だから。だけど、これは無しになったと考えてよろしいんでしょうか。

指導課長 無しになったというよりも、簡易採択という形で、採択の事務としては行うということ。

中川委員 毎年それはやっているからいいんですけど。

指導課長 一応30年度までの区切りとしての採択しか前回は行っていませんので、31年度については、新しい教科書の発行がないということで、今のものを引き続き使って、1年ずれる形になりますけれども、その31年度分使うということ、簡易採択を行うと。それについては、今使っている教科書会社を引き続き使うという形での採択になります。

中川委員 指導要領に合わせてということになると、来年に私たちが全部見なければいけないということですね。

指導課長 はい。そのとおりでございます。来年度が、小学校のほぼ全ての、道徳を除いた全ての教科の教科書の検定を行います。平成31年度に小学校の教科書の採択を行う予定になります。32年度が中学校のほうを。ですので、来年が小学校、再来年が中学校という形で、全面の教科書採択を行うという形になります。

中川委員 はい。わかりました。

坂田教育長 はい、どうぞ、金丸委員。

金丸委員 よろしいでしょうか。そうすると、今のこの表なんですけれども、二重丸をつけてあるのは、実は小学校で言えば、29、30となっていますけれども、これは本当だと、30、31なんじゃないですか。

指導課長 はい。大変申し訳ないんですが、私もこれを見て、今、若干の違和感を感じているところですので、確認をさせていただきます。

金丸委員 あと、すみません。手続的な問題なんですけども、この資料1によれば、選定委員会の委員は、教育委員会が任命すると書いてあります。教育委員会の任命については、教育長に委託されているということを前提に考えればよろしいんでしょうか。そうしないと、選定を、今日、明日にもしていないといけないかなというふうに思ったもんですから。それが第1点。

それから、第2点は、選定委員のメンバーについては、特に中学校については、神田地区と麹町地区のPTAの会長一人ずつとなるともう、決まっているんですけども、仮にPTAの会長が、教科書会社の社員だった場合のエクスキューズの規定というものはできているのでしょうか。

指導課長 すみません。1点目のほうにつきましては、任命権者については、後で確認をさせていただきたいというふうに思います。

2点目のほうですが、もしそのPTAの方が教科書会社に勤めているということであれば、基本としては、教科書にかかわっている人間は採択にはタッチできないというようなことが大前提になります。ただ、それに関しての、それを補う形での文言というものが、私のところで確認できていない状況ですので、検討させていただきたいと思っております。

坂田教育長 その点、確認をしてください。

指導課長 はい。

中川委員 それから、いいですか。

坂田教育長 どうぞ。

中川委員 こちらを読ませていただいて、今まで認識不足だったのかなと思ったりしたものですから、伺いたいんですが。

この資料の6ページに、教科書センターについては、新設、移転、名称変更というものの変更があった場合には、その旨、文科省初等中等教育局教科書課に報告することとあるんですけど、千代田区の場合は、教科書センターというものはないのでしょいか。

指導課長 教育研究所のほうに、全ての教科書、今まで採択されたものを置いてありますので、それがこれに当てはまると考えていただければと。

中川委員 当てはまるということですね。

指導課長 はい。

中川委員 それから、教科書採択の公正確保の徹底についてというところが2に入っており、その5なんですけども。「平成30年度においては」、下のほうです。「平成31年度から新たに使用が開始される中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関し、教科書協会が教育委員会等を対象として、採択を行う上で参考となるようなDVDを制作・配布することとしているため、必要に応じて適宜活用すること」とありますけど、これはそちらに来ているのでしょうか。

指導課長 こちらのほうについては、まだ手元に届いておりません。ですので、恐らくは、その採択にかかる教科書と同時に送られてくるのではないかというふうに考えておりますが、今のところ情報がない状態です。

中川委員 ああ、そうですか。

それから、その7ページなんですけども、「教科書採択方法の改善について」というところなんですけど、「公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており」云々なんですけども、「教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっている」と

指導課長 　　いうふうに書いてありますけど、今までその分が来ていたんでしょうか。

指導課長 　　その分、教育委員の先生方の分、届くというふうに捉えていただければと。

中川委員 　　ただ、それは個人に配付されるということじゃなくて、私たちはいつも図書館で見たりとか、教育研究所で見ていたんですけども、その分と考えてよろしいんですね。

指導課長 　　自宅に行くとか、そういうことですか。

中川委員 　　ええ。

指導課長 　　基本的に公開される場所とか、それを閲覧していただく場所というのが限定されるようなイメージがありますので、ご自宅へということではなく、こちらのほうでという。その分を見ていただく、同時期にいらっしゃっても見ていただけるような人数分の配付がされているというふうに捉えていただければと考えます。

中川委員 　　はい。わかりました。

教育担当部長 　委員の先生方には、閲覧場所へ行かなくても見られるように、人数分をご用意していたと思ったんですけど。

中川委員 　　ああ、そういう意味ですね。

指導課長 　　そういう意味です。

中川委員 　　わかりました。

教育担当部長 　　ただ、量がすごく多いので、お持ち帰りいただくことはちょっと無理かなと。

中川委員 　　そうなんですよ。

指導課長 　　今回、道徳だけですので、8冊といえば8冊なんですけれど、掛ける3ぐらいなんです。来年度の改訂のときとかは、どかっとすごい量で来ますので、それはもう、こちらに置いておいた上で閲覧していただくという状況をつくっています。

教育担当部長 　　閲覧場所に行ってください必要はないです。

中川委員 　　でも、実際問題としては、教育委員会を開催するこの部屋も使っているし、実際には図書館に行かなきゃ見られなかったり、教育研究所に行かないと、ゆっくり見るというのができなかつたんですよ。

侯野委員 　　持って帰ってもいいんでしょう。

坂田教育長 　　指導課長。

指導課長 　　委員の先生方に関しては、ここで見ていただくことが原則ですけども、見たいという部分に関しては申し出ていただいて、それで持ち帰っていただくことも可能だというふうに捉えています。

中川委員 　　それがあるととても楽です。はい、わかりました。今までは、いろいろと場所で苦労していたので。ありがとうございます。

坂田教育長 　　ありがとうございます。ぜひ、新しく教育委員室がちょっとできましたので、そちらでも見ていただいて。

侯野委員。

俣野委員 この選定委員さんというのは、これは公表されるんですか。後日公表される形になるんですか。選定の前は公表されないんですか、どうでしょうか。まあ、千代田区の場合は、麴町地区とPTA会長で決まっちゃいますけども。

指導課長 採択の間は、基本的には公開しない。そして、採択後に、求められれば開示になるという形になります。

坂田教育長 はい。ということで、よろしいですね。

俣野委員 わかりました。千代田区の場合、おのずと決まってきちゃいますよね。数が少ないから。

指導課長 そうですね。この縛りがかかっている。

坂田教育長 ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 それでは、ないようですので、報告を終わりたいと思います。

指導課長 はい。ありがとうございました。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(5月20日号)掲載事項

#### 学務課

- (1) 学校保健会総会の開催
- (2) 千代田区の特別支援教育

坂田教育長 それでは、日程第3のその他に入ります。

まずは、教育委員会行事予定表です。よろしくお願ひします。そして、広報千代田の掲載事項、あわせて総務課長。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表並びに広報千代田掲載予定事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、教育委員会行事予定表でございますが、本日5月8日以降来月6月14日までの行事一覧を掲載したものでございます。

なお、教育委員の皆様には、本日、別途ご案内を差し上げておりますが、明日、教育会の総会にご出席をお願いしております、この表には記載が漏れておりますけれども、明日午後3時半から神田一橋中学校におきまして、教育会総会ということで、ご出席のお願いを差し上げたところでございます。

続きまして、広報千代田5月20日号掲載予定の一覧でございます。

こちらにつきましては、児童・家庭支援センター、あるいは区長部局の文化振興課の各種事業、生涯学習・スポーツ課、こちらの事業についてご案内を掲載する予定でございます。

こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ただいま教育委員会の行事予定と広報千代田の掲載事項、報告がございました。何かご意見はございますか。

俣野委員、よろしく。

俣野委員 この広報千代田のほうにいろいろイベントが出ていますけど、みんな定員がいっぱいになるもんなんですか。この広報千代田だけでなく、掲示板と両方に掲示されているものなんですか。

子ども総務課長 これは、1つには、広報千代田の掲載に合わせて、例えば区のホームページですとか、あるいはただいま委員のご質問にありましたように、区の掲示板にもポスターを掲載するといったようなことも、その事業によってはございますけれども、全ての事業を掲示板に掲載することもなかなか、掲示板のスペース的な制約もございますので、その辺は少し選別といいますか、そういったようなことでございまして。

例えばこの文化振興課のちよだジュニア文学賞といったようなものですとかちよだ文学賞、こういったような、かねてから区が継続的に実施しているような事業ですとか、こういったものについては、かなり周知も丁寧に行ったりというようなことを実施しております。それ以外で、例えばスポーツ関連の事業等につきましては、これは指定管理者のほうで実施している事業ということになりますので、この辺につきましては、また若干めり張りをつけてご案内しているといったような実態でございます。

いわゆる出席率につきましては、個別の課で把握をしているものですから、私どものほうでは承知をしていないところでございます。

俣野委員 そういったものは満員もあるでしょうけど、そうじゃないものは年ごとに見直ししたりという、そういうものはしているものなのかなと、ちょっと思ったものでして。

子ども総務課長 確かに個々の事業のいわゆる分析といいますか、例えばスクラップといった意味で、非常に参加率が低いとか、募集をかけても応募が低いようなものについては、これは、例えば事業運営を行っている指定管理者側と区が、その辺のデータをもとに協議いたしまして、そこは随時検討といいますか、そういった形はとっているというふうに認識しております。

俣野委員 結局、事業は民間で受けてやるわけですよ。それはもう、人数が多かろうが、少なかろうが、受ける費用というものは決まっているわけだから、問題ないわけですよ。その辺である程度見直していただいたほうがいい。たまたま私は、何年か前ですけど、あるこういうイベントに出してもらったときは、本当ががらがないで、もったいないなと思ったんですね。そういう懸念がありましたので、質問させていただきました。

坂田教育長 確かにそうですよね。せっかくいいものであっても、ほとんど人が入らないみたいなもの、むしろいいもののほうが入らない傾向があるので、そういったものをどう周知を図っていくかということもいろいろ研究したり、チラシの配布をしたり。それでもニーズに合わないというものはスクラップして

いくし、ほかのやり方に変えていくという作業はしているはずなんです。

俣野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 はい。よろしくお願いします。  
どうぞ。

中川委員 今回の件に重なってくるんですけども、せっかく社会教育委員というのがあるわけですから、この人たちも、そういうことに関して携わってもらって、意義深いものにしていただければいいんですけど。  
これ、文化スポーツの事業ですからね。それで、社会教育委員というものも文化スポーツ課から選出されているわけですから、そういう一体性というのを考えていただきたいなと思います。

坂田教育長 なるほど。わかりました。

中川委員 それと、この1番目に至大荘の親子の臨海体験というのが出てきて、私の記憶の中では、至大荘がこういうふうに使われるというのは初めてのことじゃないかなと思って。そういうふうに使ってくれるのはいいことだと思うんですけども、どうして今になって。何かいきさつが分かれば、教えてください。

子ども総務課長 いきさつといますか、これ、法人九段のほうからの依頼でこれは掲載するんですが、これは例年やっているというものです。

中川委員 そうですか。

坂田教育長 そうですね。主催が法人九段になっていて。

長崎委員 広報紙で見ているだけだと、ほかの、例えば裏面の黒部のものとかキャンプとかは、小学校でチラシを子どもがもらって帰ってくるんですけど、至大荘に関しては、毎回広報紙を見て、ああ、こんなものを行っているんだと思っています。参加したことはないんですけど。

坂田教育長 なるほど。

中川委員 まあ、チラシをつくるのは、主催している側ですからね。

坂田教育長 あと、生涯学習委員がこういった活動に前向きにかかわってということはあり得るのかもしれませんが、今の役割としては、大きな制度的なものを、計画であったりというところをこの委員さん方が組み立てて、評価をするみたいな役割を持っていて、個々の事業を支援したりする役割にはなっていないかなというふうに思うんですが。そこは私も不確かなんで、後で規定を見て、できるのであれば、そういったこともお願いをしたいというふうに思います。

中川委員 そうですね。ビルド、ビルドで、スクラップがないのはちょっと、と思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。  
どうぞ。

俣野委員 この場でちょっとふさわしいあれかどうかわからないんですけど、広報千代田の配布方法が、今、新聞に折り込みで入れていただいていますよね。今、若い人たちは結構新聞をとらないので、そういう方たちにこの広報千代

田は届いているのかなということにちょっと疑問があるんですけど、どうなんでしょう。

子ども部長 若い人は、広報千代田をネットで見るんです。

俣野委員 あ、見れるんですか、広報千代田も。ああ、そうですか。わかりました。

子ども部長 ただ、大体の若い人は、普通、区の広報紙なんて見ないですよ。

俣野委員 見ないと思うんですよね。もったいない。結構いい企画をやっておられるのに。

坂田教育長 マンション単位で何かポストのところに入れたり、そういうこともやっているやに聞きますけどね。

俣野委員 ああ、そうですか。

坂田教育長 はい。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 それでは、予定表及び広報掲載事項については、こういったことになりますので、よろしくお願ひいたします。ただいまの意見を参考にさせていただきたいと思います。

それでは、ご意見、ご質問、その他ございませんようでしたら、学校保健会総会の開催について、そして千代田区の特別支援教育について、学務課長より情報提供願ひます。

学務課長 まず初めに、平成30年度の千代田区学校保健会総会についてのご案内でございます。

ご案内のとおり、この会の最高議決機関として年1回開催するものでございまして、日時が、6月7日木曜日、午後2時から午後4時までの予定で開催いたします。

場所が、いきいきプラザ一番町「カスケードホール」になります。参加者は記載のとおりでございまして、ご来賓としまして教育委員の皆様にもご出席いただきますので、ぜひ日程調整をよろしくお願ひいたします。

本日の会の閉会后に個別にご案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

次第ですけども、中身のとおり総会があつて、最後のほうに、2時40分から講演をしていただきまして、テーマが、「子どもの食事と栄養」ということで、女子栄養大学の西先生の方に講演をお願いしてございます。

内容については以上でございます。

次に行つてよろしいですか。

坂田教育長 はい。

学務課長 じゃあ、引き続き、すみません。それでは、資料に基づきまして、千代田区の特別支援教育についてご説明申し上げます。

千代田区におきます特別支援教育全般について、概要をまとめたパンフレットを作成いたしました。特別支援教育の理解促進に資するために、各学校を通じまして、保護者に配布する予定でございます。

発達に課題があるなど特別支援が必要な場合には、早期に適切な指導、支援を受ける必要がございます。発達障害と申すのは、外見からは課題が見えにくくて、特に怠けているとかという誤解を招くことも多いものですので、ぜひとも保護者、本人にも理解していくために、こうしたものを作成いたしました。

まず、そのパンフレットの右のほうですけれども、相談の流れをお示しております。中学校就学前では、直接児童・家庭支援センターのほうに、それから小中学校に在籍の場合につきましては、在籍学校の先生にご相談の上で、児童・家庭支援センターに連絡していただく流れになります。その上で相談担当と面談後に、教育委員会の職員や心理士等が、在籍する幼稚園、保育園、学校での様子を確認させていただきます。

具体的なイメージは記載のとおりになっております。

中身が、次のページになりますけれども、ここに特別支援教室についての概要をまとめてございます。

最初に、特別支援教室でございます。通常学級に在籍いたしております特別支援を必要とする児童・生徒を対象としておりまして、発達の状態に応じた指導を行うものでございます。指導の際には、拠点校と申しまして、小学校には4校、中学校1校に在籍しております特別支援教室担当の教員が、各学校を訪問というか巡回いたしまして、在籍校の特別支援教室で指導を実施いたします。

特別支援教室の対象となる児童・生徒についてでございますが、知的発達に遅れがなく、記載のような障害に応じた特別な指導を受けることを必要とする場合でございます。大きく4つ書いてございますけれども、注意欠陥多動性障害、ADHDですとか、学識障害といわれるLD、高機能自閉症・アスペルガー症候群といわれる症状ですとか情緒障害、こうした障害のある方を対象として、特別支援教室を実施しております。

指導の内容でございますけれども、一人一人の状態に応じた個別の指導計画を作成いたしまして、障害による学習・生活上の困難を改善、克服することを目的として実施しております。

次に、ことばの教室でございますけれども、この場合は、通常学級に在籍していて、話す、聞くこと等に課題がある児童を対象として、千代田小学校に設置しております。千代田小以外の児童につきましては、保護者の送迎で通うことになります。

それから、次に、特別支援学級でございます。こちらは、通常の学級における学習では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒を対象としておりまして、千代田小学校、麴町中学校に知的障害特別支援学級を設置しております。知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要な方、社会への適応が困難な子を対象としております。

それから、ページを戻って、これ、紙で言うと、A3の裏面なんですけど

も、左側ですね、こちらに支援の引き継ぎというものをチャートにしてございます。どのような支援を受けて、有効な支援を記載し、日常生活の困難な状況等を進学先等に引き継いで、就学先等での支援がスムーズに開始できるためのものございまして、段階で言いますと、就学前の幼稚園、保育園等から義務教育段階、それから、その後、高等学校等の高等教育、それから進学、就職という流れの中での支援のツールとしまして、学校（園）生活支援シートというものを作成しております。これによりまして、児童等と保護者の希望をもとに、継続的支援をつなげていくためのものございまして、支援の方向性を、保護者と学校とで共有するための計画になっております。これを、学校を通じまして、今月中には各学校にお届けする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。情報提供でございました。1つは学校保健会総会ですが。

どうぞ。

金丸委員

1点よろしいでしょうか。この千代田区の特別支援教育の1ページ目なんですけれども。

1ページ目の「相談の流れ（イメージ）」というところで、ちょっとこれでもいいんだろうかと思ったのが、2行目に、「在籍する学校の先生へご相談の上、児童・家庭支援センターにご連絡ください」となっているんですけども、相談をする側から見ると、先生に相談して、また児童・家庭支援センターに改めて相談しなきゃいけないって、すごく負担が大きいと思うんですね。もしそれが先生の負担に余りならないのであれば、そのまま相談を受けた先生が児童・家庭支援センターに連絡をして、児童・家庭支援センターのほうからその保護者のほうに連絡するという流れをつくったほうが無理がないようにも思うのですが、いかがでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

実際このように書かれているんですけども、一番いい方法というところで、学校の先生に相談して保護者からうちに来ることもありますけれども、先生のほうから、児童・家庭支援センターに来て、こちらから保護者に連絡することもあります。その場合、場合によって、今うまくつながっているかなというところです。

特別支援教室に入りたい方に関しましては、やはり学校のほうに一度相談してという流れが多いようなところもあるんですけども、発達に関しましては、直接来る方もたくさんいらっしゃいますし、必ずしもこの場合ではありませんので、ご安心ください。

金丸委員

もう一点。表のイメージの問題なんですけれども、今と同じところなんですけど、下側の流れの表がありますよね。この中に、一番右側の真ん中に、「特別支援教室・ことばの教室での指導・支援」と、こう書いてあるんですけど、実態を見ると、特別支援教室というものは、どちらかというと、通常学級ではないけれども、行っている学校でやってくれるものですよ。それ

に対して、ことばの教室での指導・支援というものは、特別支援学級ではないけれども、特定の2校、どちらかに、小学校ならば千代田小学校に行き、中学校であれば麴町中学校に行つてやらなきゃいけないというふうと思うと、何かちょっと、このところは2つに分けたほうがわかりやすいのかなという気がしました。

坂田教育長  
学務課長

学務課長。

確かに通級というようなイメージで、在籍が通常学級であつて、一定の支援を受けるとまとめておりますけども、ちょっと、ご指摘のように、少しニュアンスが違ふとなれば、工夫の余地があるのかもしれないので、ちょっと研究させていただきたいと思います。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点があればお願いいたします。

また、後ほど何かお気づきのところがありましたら、ご一報いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、情報提供も本日はこれにて以上でございますが。

教育委員さんから何かお話しはございますか。

金丸委員、お願ひします。

金丸委員

2つ、新聞を見ながら考えたことがございます。

1つは、文京区と、千代田区にあるNPO法人が、子ども宅配というものを始めたんだそうですね、去年の10月から。要するに子ども食堂は、同じところに、1カ所に人を集めちゃうので、それを見られると嫌だということを見ると、各家庭に支援をしていったほうがいいんじゃないかという形で運営されているようなんですけれども。千代田区では、それを考える必要があるのか、ないのかということをお考えなきゃいけないかなと思つたことが第1点。これは2カ月に一遍、約20品目の食べ物とか飲み物を送るんですけれども。届けるのは、わからないように、業者を使つたりなんかしてやるようです。それが第1点。

それから、第2点は、これは区長部局の問題なのかもしれないんですが、2022年問題を我々はそろそろ検討する必要があるのか。2022年というものは、要するに成人が20歳から18歳に変わるときが2022年なんですけど、そのときに、一遍に成人になるのが3カ年分、その年に生じるんですね。要するに、20歳になる子、19になる子、18になる子が、全員成人となつてしまう。今まで、そもそも会場のキャパシティも十分でなくて、教育委員も代表が、教育長が行くだけという状況の中で、これをどういうふうにしていくのかという問題と。もう一つは、18歳というのは、実は大学の受験のときなものですから、成人の日を基準にすると、ものすごく大変なことになると。それに対して何か考えなければいけないんじゃないかという気がしたのですが。これ、ただ成人の日の行事というのが区長部局の問題だとすると、教育委員会のマターではないかもしれないなということで、その点もちょっと、皆様のご意見をお聞きしたいと思ひました。

坂田教育長 ありがとうございます。

金丸委員 あれっ、最初の子ども食堂、宅配ですか、

坂田教育長 はい。

金丸委員 ここは、主体は、NPOですか。

坂田教育長 NPOと、それから文京区が協働してやっているということです。

坂田教育長 NPO法人。あ、NPOと区と一緒に協働なんですね。

子ども支援課長 どうぞ。

子ども支援課長 新聞報道でしか私のほうも把握はしていないんですが、文京区さんとNPOさんが協働してやっているといったところで、ふるさと納税の仕組みを使って、それでその宅配に関するお金の財源を確保して、それをもとに行っているとのこと。要はふるさと納税でいただいたお金をもとに、それで宅配をされているといったところで、区とNPO法人がそうした事業目的にかなうということやっていらっしゃるといったところは把握してございます。

子ども支援課長 こうしたことが千代田区においては、どういうふうに行っているのかなといったところは、記事を見て、私も考えたことはございます。

坂田教育長 子ども食堂って、区内では幾つか、民間やNPOなりがやっていますよね。

長崎委員 塾がわりに勉強も見てもらえて、食事子ども食堂的なもので提供しています。三崎町だったかな、ちょっと前に見た気がするんですけど。

坂田教育長 どこかで見ましたけどね。そういうところといろいろタイアップして支援ができる形であれば。

児童・家庭支援センター所長 今、委員がおっしゃいました三崎町のサロンを利用いたしまして、NPO法人が上智大学のゼミと一緒にやっています。そこは学習支援と食事提供を行っています。貧困だけではなく、要支援のお子さん、ネグレクト系であったり、虐待が疑われていて、うちの相談にかかっているような児童が何人か通っているところが、社協が行っています三崎町のサロンです。

坂田教育長 あ、社協が。

児童・家庭支援センター所長 社協のサロンを借りているんですけども、補助金は社協から出ています。

坂田教育長 その場所で。ああ、そうか。じゃあ、社協がいろいろ情報を持っているのかな。貧困の問題とかね、ネグレクトの問題とかというのは……

中川委員 教育委員会だけじゃできない部分もありますよね。

坂田教育長 そう。うちじゃ、教育委員会だけではできないし、教育委員会も、仮にどこがやるということになると、なかなか難しい問題なんだね。

中川委員 そうですね。貧困だけじゃなくて、結構あるようです。ネグレクトや何かで豪華なマンションに住んでいても、ご飯も食べられない子がいるとか。そういうようなことは、気をつけなくちゃいけないかもしれません。

児童・家庭支援センター所長 千代田の場合は個食、ひとりですご飯を食べているようなお子さんとかがいます。その子たちにも声をかけたりとかというのはあります。

長崎委員 そういった場合だと、やっぱり宅配よりはどこかに行くほうが。

坂田教育長 そうそう。みんなでみたいなの方法もあるかもしれないし。そうですか。そういう相談なりというのは、センターのほうに基本的に情報は集まるのかな。

児童・家庭支援センター所長 そうですね。今、そういう要支援でちょっと心配なお子さんたちを、保護者の方が、精神疾患の方であったりとか、ちょっと虐待が疑われて、大分よくなってきた親子関係を再生しているような方たちが80人ぐらいいらっしゃるんですけども。そういう子たちの支援に、こういうところがあるとご案内したりもしています。あと、試行的に今ちょっと、実は麴町などでも月に1回程度やったりということはしているんですけども、そういったような子どもたちはうちの管轄ですし、また、子どもの貧困って、親が貧困なわけなんですけど、その辺は生活支援課のほうと一緒に考えなくてはいけないねというところで。あとは保育園のほうでいろんなところと地道には話し合いはしているんですけど、ちょっと、どこがやるかというところでは、まだ。

坂田教育長 ああ。何とか組み立てられればいいですね。はい。ありがとうございました。

あと、2022年問題って、ほかに波及したりしないのかしら。

金丸委員 それも何かあるかもしれないですね。今からいろんなことを考えながら、大丈夫なのかということはやっぱり検討しておく必要はあるんだろうと思うんですね。

坂田教育長 そうですよ。18、19、20って、みんな一遍に成人式って、ちょっと気をつけておきます。ありがとうございました。

ほかに情報提供はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、本日の定例会は。

指導課長 先ほどの教科書検定の表の見方で、補足説明させていただいてもよろしいでしょうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

指導課長 申しわけございません。先ほどの、今、画面に出させていただいている採択の周期なんですけれども、すみません、私のほうでちょっとしっかり認識していなかったんですが。

例えば小学校の横に、検定、採択、使用開始という欄が左側にあると思います。検定というのは、文部科学大臣の決定で、これを教科書と、採択に値する教科書であると認めるというようなことを行うのが検定という形になります。ですので、これは国がやることです。採択に関して、白い三角ですね、白い三角の部分が区市等で行うことになりますので、先ほど説明させていただいたものが採択と。すなわち小学校で言うならば、平成30年度は、今のところ検定を行っていますよという状態になります。で、31年度に三角印が採択でついていますので、採択を来年度行うということになっておりますので、この表のとおりという形になります。大変申しわけございませんでした。

あと、1点、ちょっと、確認を後ほどさせていただきたいことは、私、この表からだ、例えば黒い三角が小学校、29年度に道徳の採択を行っています。30年度が黒い丸になっていますので、これは使用開始年度になっているんですが、それが31、32まで続くものなのか、それとも31年度に小学校の採択として道徳を改めてやるものなのかについては、ちょっと、この表からは今のところ読み取れないので、確認が必要ですので、先ほど私は道徳以外というところでお話をしてしまったんですが、そここのところは一度訂正をさせていただいて、また確認をさせていただきます。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございます。

では、これで本日の定例会は終了いたします。どうもありがとうございました。